

綾瀬市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市緑の基本計画策定委員会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公園緑地行政の円滑な運営を図るため、綾瀬市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緑の基本計画に関し、提言、助言等を行うこと。
- (2) その他緑の基本計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体及び市民のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員（欠けた場合の補欠委員を含む。）の任期は、緑の基本計画の策定をもって満了とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、公園緑地事務主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。